「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金」の活用事例

「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」は、事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行う場合に、その費用の一部を助成することにより、事業主の一時的な経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

今回は、これらの助成金を効果的に活用した事例をご紹介します。

事例1 ～義足使用者の職場環境改善に向けたトイレの洋式化および床の改修～

【障害者作業施設設置等助成金（第１種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金）】

A社で警備業務に従事するBさんは、身体障害1級でふだんから義足を使用していますが、加齢にともない、手すりがあってもしゃがむことがむずかしくなり、和式トイレの使用が困難になっていました。また、トイレの床材は濡れると滑りやすい材質であることから、義足を使用するBさんにとって、利用に際して注意が必要な環境であることも課題となっていました。

そのため、助成金を活用して和式トイレの洋式化および床材の改修を実施することにより、トイレ使用時の身体的負担が軽減されるとともに、安全で利用しやすい環境が整備されました。

その結果、Bさんが安心して業務を続けられる職場環境が整い、就労の継続につながりました。

事例2 ～車いすでも使用できる食堂手洗い場の改修～

【障害者福祉施設設置等助成金】

C社で働くDさんは、筋ジストロフィーによる体幹機能障害と起立保持困難のため、自力での歩行がむずかしいことから、常時車いすを利用しています。しかし、4階にあるC社の食堂に設置されている手洗い場は、カウンター下に足を入れる空間がない構造であったことから、車いすに乗ったままでは使用することができませんでした。手を洗う際にはエレベーターで1階の手洗い場まで移動する必要があり、手洗いの際の負担や煩雑さが課題となっていました。

そのため、助成金を活用して、食堂の手洗い場を車いす利用者でも使用できるよう改修したことにより、移動にともなう負担が軽減されるとともに、利用しやすい環境が整備され、障害のある従業員の福祉の増進が図られました。



事例3 ～通勤を容易にするため自ら住宅を借り受けた視覚障害者に住宅手当を支給～

【重度障害者等通勤対策助成金（住宅手当の支払助成金）】

E社で勤務するFさんは、中途で視覚障害者となりました。それまでは自宅からE社まで徒歩と電車で通勤していましたが、駅などにはバリアフリー設備が整備されているものの、人や物との接触や転倒への不安があることから、公共交通機関を利用して通勤することが困難となりました。

そこで、E社ではFさんのように通勤が困難となった障害のある従業員に対して住宅手当を支給できる制度を新設し、就業規則を労働基準監督署に届け出たうえで住宅手当の支給を開始するとともに、助成金を申請しました。

この制度の新設により、FさんはE社まで徒歩で通勤できる住宅を借り受けることが可能となり、通勤負担が軽減され、就労の継続につながりました。

事例4 ～職場復帰にあたり勤務時間変更と職種転換を行い雇用を継続～

【障害者介助等助成金（職場復帰支援助成金）】

精神障害のあるGさんは、対人業務に従事していましたが、障害の影響により休職することとなりました。

復職にあたっては、主治医からの指示等をふまえ、それまでのシフト勤務から勤務時間を固定した勤務へ変更するとともに、短時間勤務から開始し、状況を確認しながら通常勤務への移行を目ざしました。また、JEEDの地域障害者職業センターの支援を受けながら、対人業務のない職種への転換を行いました。

助成金を活用して、勤務時間等に関する柔軟な配慮や職種転換の措置を実施したことにより、Gさんは無理なく職場復帰を果たすことができ、復職後1年以上が経過した現在も安定して業務に従事しています。



事例5 ～地方公共団体の制度と助成金を併用した始業から終業までの支援～

【障害者介助等助成金（重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金）】

H社で働く重度の四肢・体幹機能障害のあるＩさんは、Webコンテンツ作成などの業務を在宅勤務で行っていますが、日常生活全般において介助が必要であり、就業中も姿勢調整や見守り等の介助が欠かせません。しかし、障害福祉サービスの重度訪問介護では就業中のサービス利用ができないことから、地方公共団体が実施する重度障害者等就労支援特別事業による支援とJEEDの障害者介助等助成金を併用し、就業中の支援を受けることにしました。

これらの制度を併用することで、食事や排せつ、姿勢調整などの身体介助には地方公共団体の特別事業を、業務に関する介助には助成金を活用することができるため、事業主の費用負担を抑えながら、始業から終業まで必要な支援を受けられる体制が整いました。

その結果、Ｉさんは必要な支援を受けながら安心して勤務することができ、就労の継続につながっています。

●事例を紹介したものを含め、各種助成金があります。詳細は、JEEDホームページでご確認ください。

①障害者作業施設設置等助成金
②障害者福祉施設設置等助成金
③障害者介助等助成金
④職場適応援助者助成金
⑤重度障害者等通勤対策助成金
⑥重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
⑦障害者能力開発助成金
⑧障害者雇用相談援助助成金

https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html

●助成金に関する申請手続き等については、JEED各都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。

https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html

●e-Gov電子申請をご利用ください。

https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/e-shinsei/index.html